

生命保険会社の平成17年度決算の概要
<全社(38社)ベース>

(単位:億円)

	16年3月期 (15年度決算)		17年3月期 (16年度決算)		18年3月期 (17年度決算)	
		増減率(%)		増減率(%)		増減率(%)
基礎収益	346,005	▲ 1.6	346,428	0.1	384,723	11.1
保険料等収入	263,906	2.0	278,608	5.6	292,448	5.0
資産運用収益	52,116	29.4	44,831	▲ 14.0	69,520	55.1
基礎費用	324,075	▲ 1.9	321,871	▲ 0.7	357,765	11.2
保険金等支払金	242,599	2.6	213,461	▲ 12.0	205,445	▲ 3.7
資産運用費用	3,692	▲ 74.9	3,297	▲ 10.7	2,718	▲ 17.6
事業費	35,706	▲ 0.7	35,679	▲ 0.1	36,662	2.8
基礎利益	23,105	7.4	24,556	6.3	26,957	9.8
キャピタル損益	▲ 2,621	84.1	▲ 905	65.4	13	-
臨時損益	▲ 5,384	-	▲ 7,719	▲ 43.4	▲ 8,741	▲ 13.2
危険準備金繰入額	4,442	-	6,598	48.5	7,573	14.8
経常利益	15,099	189.4	15,931	5.5	18,229	14.4
特別損益	▲ 5,326	▲ 491.9	▲ 4,303	▲ 19.2	▲ 5,340	▲ 24.1
価格変動準備金繰入額	3,027	-	2,368	▲ 21.8	2,042	▲ 13.7
当期純利益	6,777	198.1	8,695	28.3	9,459	8.8
総資産	1,843,299	2.5	1,915,230	3.9	2,098,791	9.6
有価証券含み損益	73,052	67.1	90,902	24.4	159,560	75.5
公表逆ざや額	11,338	▲ 11.1	10,600	▲ 6.5	8,214	▲ 22.5

(単位: %、ポイント)

ソルベンシー・マージン比率	841.5%	210.4	921.3%	79.8	1133.4%	212.1
---------------	--------	-------	--------	------	---------	-------

(注1) 逆ざや額=(基礎利益上の運用収支等の利回り-平均予定期率)×一般勘定責任準備金残高

(注2) 増減率が「-」の箇所は、前年度が負値で今年度が正值、あるいは前年度が正值で今年度が負値のもの。

(注3) ソルベンシー・マージン比率については、全社加重平均である。

【参考】(個人保険+個人年金保険ベース)

新契約+転換純増(兆円)	106	▲ 14.1	98	▲ 7.5	89	▲ 9.4
解約失効高(兆円)	121	▲ 4.2	99	▲ 18.7	91	▲ 8.0
保有契約高(兆円)	1,222	▲ 4.4	1,186	▲ 2.9	1,150	▲ 3.0
年換算保険料(億円)						
新契約ベース(注4)	11,184	-	17,250	7.5	22,509	12.9
うち第三分野(注5)	3,236	-	5,564	4.1	5,776	3.7
保有契約ベース(注6)	155,656	-	171,037	0.3	186,165	1.9
うち第三分野(注7)	33,964	-	41,420	4.5	43,747	5.6

(注4) 算出会社(15年度:25社、16年度:34社、17年度:38社)の合計額。

(注5) " (15年度:26社、16年度:36社、17年度:36社) "。

(注6) " (15年度:27社、16年度:34社、17年度:38社) "。

(注7) " (15年度:28社、16年度:37社、17年度:36社) "。

※ 対前年度増減率は、前年度算出会社に対する割合

損害保険会社の平成17年度決算（速報）の概要

(単位：億円、%)

	15 年 度 (=16年3月期)		16 年 度 (=17年3月期)		17 年 度 (=18年3月期)	
		対 前 年 増 減 率		対 前 年 増 減 率		対 前 年 増 減 率
正味収入保険料	76,246	2.4	76,165	▲ 0.1	77,065	1.2
正味支払保険金	38,538	3.6	44,682	15.9	43,096	▲ 3.5
保険引受利益	2,498	73.5	▲ 683	-	154	-
資産運用粗利益	4,846	333.1	5,357	10.5	5,345	▲ 0.2
経常利益	6,661	240.4	4,041	▲ 39.3	4,830	19.5
当期純利益	3,263	340.9	2,497	▲ 23.5	2,996	20.0
総資産	325,067	6.0	329,949	1.5	370,796	12.4
有価証券含み損益	50,792	84.6	52,719	3.8	90,132	71.0

(注) 15年度は51社（QBEを除く）ベース、16年度以降は48社ベース。

(注) 「資産運用粗利益」は、「資産運用収益」 - 「資産運用費用」により算出している。

生命保険会社一覧表

(平成18年6月末現在 38社)

国内社34社

		会社名
(13社)	相互会社 6社	日本生命保険相互会社
		第一生命保険相互会社
		明治安田生命保険相互会社
		住友生命保険相互会社
		朝日生命保険相互会社
		富国生命保険相互会社
		三井生命保険株式会社
		太陽生命保険株式会社
		大同生命保険株式会社
		ソニー生命保険株式会社
		ティ・アンド・ディ・フィナンシャル生命保険株式会社
		オリックス生命保険株式会社
		大和生命保険株式会社
		ジブラルタ生命保険株式会社
		AIGエジソン生命保険株式会社
(11社)	外資系 (外資50%以上)	エイアイジー・スター生命保険株式会社
		プルデンシャル生命保険株式会社
		マニュライフ生命保険株式会社
		ハートフォード生命保険株式会社
		アイエヌジー生命保険株式会社
		アクサ生命保険株式会社
		マスミューチュアル生命保険株式会社
		ウインタートゥル・スイス生命保険株式会社
		ピーシーエー生命保険株式会社
		東京海上日動あんしん生命保険株式会社
		損保ジャパンひまわり生命保険株式会社
(10社)	損害系子会社 (損害50%以上)	三井住友海上きらめき生命保険株式会社
		三井住友海上メットライフ生命保険株式会社
		あいおい生命保険株式会社
		日本興亜生命保険株式会社
		東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社
		富士生命保険株式会社
		共栄火災しんらい生命保険株式会社
		損保ジャパン・ティー・アイ・ワイ生命保険株式会社

外社 4社

支店形態 (4社)	アメリカン・ファミリー・ライフ・アシュアランス・カンパニー・オブ・コロンバス
	アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー
	チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
	カーディフ・アシュアランス・ヴィ

(参考)保険持株会社 3社

アクサジャパンホールディングス株式会社(アクサ生命、アクサ損害)
株式会社T&Dホールディングス(太陽生命、大同生命、ティ・アンド・ディ・フィナンシャル生命)
ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社(ソニー生命、ソニー損害、ソニー銀行)

損 害 保 険 会 社 一 覧 表
 (平成18年6月末現在 48社)

国内社 26社

会 社 名	
(17社)	東京海上日動火災保険株式会社
	株式会社損害保険ジャパン
	三井住友海上火災保険株式会社
	日本興亜損害保険株式会社
	あいおい損害保険株式会社
	富士火災海上保険株式会社
	ニッセイ同和損害保険株式会社
	共栄火災海上保険株式会社
	日新火災海上保険株式会社
	朝日火災海上保険株式会社
	セコム損害保険株式会社
	大同火災海上保険株式会社
	セゾン自動車火災保険株式会社
	ソニー損害保険株式会社
	三井ダイレクト損害保険株式会社
	日立キャピタル損害保険株式会社
	そんぽ24損害保険株式会社
外資系 (外資50%以上) (4社)	ジェイアイ傷害火災保険株式会社
	アリアンツ火災海上保険株式会社
	エース損害保険株式会社
	アクサ損害保険株式会社
生保系子会社 (生保50%以上) (2社)	スミセイ損害保険株式会社
	明治安田損害保険株式会社
再保険専業社 (3社)	トーア再保険株式会社
	日本地震再保険株式会社
	大成再保険株式会社
保険持株会社	株式会社ミレアホールディングス

外国損害保険会社一覧表

(平成18年6月末現在)

外社(支店形態) 22社

国 稷	会 社 名
ア メ リ カ (6社)	アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー
	フェデラル・インシュアランス・カンパニー
	エイアイユー インシュアランス カンパニー
	トランスアトランティック リインシュアランス カンパニー
	アールジーエー・リインシュアランス・カンパニー
	ジェンワース・モーゲージ・インシュアランス・コーポレーション
イ ギ リ ス (3社)	イーグル・スター・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
	ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド
	ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ
フ ラ ン ス (2社)	コンパニー・フランセーズ・ダシュラント・プール・ル・コメルス・エクステリュール
	カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール
ス イ 斯 (2社)	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー
	スイス・リインシュアランス・カンパニー
イ タ リ ア	アシキュラチオニ・ゼネラリ・エス・ピー・エイ
ノ ル ウ ェ 一	アシュアランスフォアニアゲン・ガード・イエンシティグ
イ ン ド	ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド
韓 国	現代海上火災保険株式会社
フィリピン	マラヤン インシュアランス カンパニー インコーポレーテッド
バ ミ ュ ー ダ	ジ・ユナイテッド・キングドム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション(バミューダ)リミテッド
ド イ ツ (2社)	ゲーリング・コンツエルン・アルゲマイネ・フェアジッヒャルングス・アクツィーエンゲゼルシャフト
	ユーラー・ヘルメス・クレジットフェアズイヘルングス・アクティエンゲゼルシャフト
オ ラ ン ダ	アトラディウス・クレジット・インシュアランス・エヌ・ヴィ

生命保険会社の推移

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年6月末現在
国内社 (法第3条免許)	39社	38社	36社	35社	34社	34社
+ 免 許 ▲ 廃 止	<p>▲同和(13年4月日本生命へ包括移転) ▲第百(13年4月マニュライフ生命へ包括移転) ※合併 + 日本興亜(13年4月) ▲日火パートナー ▲興亜まごころ + あいおい(13年4月) ▲大東京しあわせ ▲千代田エビス + 三井住友海上きらめき(13年10月) ▲住友海上ゆうゆう ▲三井みらい</p> <p>+ 三井住友海上シティ(14年9月) ※合併 + 大和(14年4月) ▲大和 ▲あざみ + GEエジソン(14年10月) ▲セゾン ▲GEエジソン</p>	<p>※合併 + 東海日動あんしん(15年10月) ▲東海あんしん ▲日動 + 明治安田(16年1月) ▲明治 ▲安田</p>	<p>※合併 + プルデンシャル(17年2月) ▲プルデンシャル ▲あおば</p>		<p>※合併 + アクサ(17年10月) ▲アクサ ▲アクサグループライフ</p>	
外 社 (法第185条免許)	4社	4社	4社	4社	4社	4社
+ 免 許 ▲ 廃 止						
合 計	43社	42社	40社	39社	38社	38社

(注) 合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

損害保険会社の推移

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年6月末
国内社 (法第3条免許)	33社	30社	29社	28社	26社	26社
+ 免 許 ▲ 廃 止	<p>▲第一火災(13年4月) 保護機構へ包括移転) ※合併(13年4月) +日本興亜損害 ▲日本火災 ▲興亜火災 +あいおい損害 ▲大東京火災 ▲千代田火災 +ニッセイ同和損害 ▲同和火災 ▲ニッセイ損害 ※合併(13年10月) +三井住友海上火災 ▲三井海上 ▲住友海上</p>	<p>※合併(14年4月) +安田火災 ▲安田火災 ▲第一ライフ損害 +日本興亜損害 ▲日本興亜損害 ▲太陽火災 ※合併(14年7月) +損保ジャパン ▲安田火災 ▲日産火災 +大成再保険 (14年10月) ※合併(14年12月) +損保ジャパン ▲損保ジャパン ▲大成火災</p>	<p>▲三井ライフ損害 (15年11月)</p>	<p>※合併(16年10月) +東京海上日動火災 ▲東京海上火災 ▲日動火災</p>	<p>※合併(17年4月) +明治安田損害保険 ▲明治損害保険 ▲安田ライフ損害保険 ※合併(17年7月) +損保ジャパン ▲損保ジャパン ▲損保ジャパンFG</p>	
外 社 (法第185条免許)	26社	24社	24社	21社	22社	22社
+ 免 許 ▲ 廃 止	<p>▲ロイヤル・エキスチェンジ (14年2月) +ヘルメス(14年3月)</p>	<p>▲ガソ(14年7月) ▲リバティ(15年3月)</p>	<p>▲ウインターツウルスイス (15年10月) +RGA(15年11月) +スイス再保 (15年12月) ▲トラベラーズ (16年3月)</p>	<p>▲QBE(16年4月) ▲ランバーメンス(16年7月) +アトラディウス(16年12月) ▲ザ・ロンドン・アッシュアラン ス(17年2月) ▲ロイヤル・アンド・サンアラ イアンス(17年2月)</p>	<p>+GEモーゲージ(17年8月)</p>	
	59社	54社	53社	49社	48社	48社

(注)合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

少額短期保険業者向けの監督指針 (保険会社向けの総合的な監督指針【別冊】)

I. 基本的考え方

○少額短期保険業者監督の目的は、従来、特定の者を相手方として法律の根拠なく保険の引受けを行っていたいわゆる無認可共済について、保険業法の保険業に含め、規制の対象とすることで保険契約者の保護を図ることにある。

○本監督指針は、少額短期保険業者の監督行政をどのような視点に立って行うべきか、各種規制の基本的考え方、監督上の着眼点と留意すべき事項、具体的な監督手法について、保険会社向けの総合的な監督指針の別冊として位置付け、体系的に整備している。本指針に記載がない項目については、保険会社向けの総合的な監督指針を参照しつつ対応。

○少額短期保険業者は、取扱保険商品や会社の規模等が多種多様であると予想されるため、監督上の評価項目の全てを一律に求めるではなく、特に体制面の着眼点においては、事業者の実情に応じて判断することが必要(機械的・画一的な運用に陥らないように配慮。)。

II. 監督上の評価項目

○ 経営管理（ガバナンス）

少額短期保険業者の経営管理の有効性を検証

- ・少額短期保険業者の特性・規模に応じて、経営管理機能が発揮されているか、各種ヒアリング等により検証

- ・特定保険業者(※)が保険事業部分を子会社化して設立する場合も想定されるため、主要株主や持株会社等の関与状況にも留意

○ 財務の健全性

少額短期保険業者の財務の健全性確保のための管理態勢を検証

- ・少額短期保険業者に対して、保険会社と同様に、責任準備金等の適切な積立、通常の予測を超えて発生するリスクに対する対応力を示す基準であるルペンシーマージン比率に基づく措置、再保険に関するリスク管理態勢の整備等を規定
- ・少額短期保険業者独自の着眼点
 - ・保険料及び責任準備金の積立等について、事後チェックの確認方法を記載
 - ・保険業の継続可能性について、短期商品に配慮した事業継続の確認ポイントを設定
 - ・預金・国債等安全資産に限定した運用が求められる点を踏まえた資産運用リスク管理態勢の整備

○ 業務の適切性

少額短期保険業者のコンプライアンス態勢等を検証

- ・保険会社の募集人等と同様、保険業法に基づく適切な保険募集態勢の確立が求められることから、保険契約の募集及び締結時に係る着眼点を規定

〈少額短期保険募集人独自の着眼点〉

- ①連鎖販売取引(いわゆるマルチ販売)による不適切な募集行為の防止
- ②保険金限度額内での募集のための適切な措置

〈業務運営に関する少額短期保険業者独自の着眼点〉

- ①自動更新契約の保険料等の見直しを書面で説明
- ②セーフティネットがないことを書面で説明
- ③保険金限度額等を書面で説明
- ④契約者から以上の説明を了した旨の署名、押印を得るための措置

III. 事務処理上の留意点

- 登録等の監督事務は原則として財務局となるため、財務局への内部委任事項を記載したほか、以下のような少額短期保険業者の監督に係る事務処理上の留意点を記載

- ・無登録等で保険業を行っている者への対応
- ・少額短期保険業の登録事務
 - ①登録に際しての具体的な手続き、審査に当たっての着眼点(組織・体制・人員構成等)
 - ②少額短期保険業者登録簿の取扱い等(公衆の縦覧に供する)
- ・少額短期保険募集人の登録事務
- ・少額短期保険業を開始する前の供託金等の確認方法
- ・オフサイトモニタリングの主な留意点(定期的なヒアリング等の実施)

IV. 商品審査

- 少額短期保険業者から保険商品の創設もしくは既存商品の改定に係る届出が行われた場合の審査にあたっての着眼点を記載

- ・商品名称等が保険契約者に誤解されるおそれがないか
- ・普通保険約款の記載事項の明確性・平易性
- ・保障開始日の明確化
- ・保険契約の無効事由等の明確化
- ・免責事由の公平性、合理性
- ・支払い、請求手続き等の適切性
- ・保険計理人の意見書に係る留意点

V. 経過措置期間の留意点

特定保険業者(※)についての留意点を記載

- ①特定保険業者の届出
- ②特定保険業者に対する保険募集規制・業務モニタリング
- ③特定保険業者に対する監督対応
- ④特定保険業者からの保険契約の移転
- ⑤引受限度額を超える保険の引受け

(※)特定保険業とは、平成18年4月1日に現に特定の者を相手に保険の引受けを行っている者をいう。

第三分野保険の責任準備金積立ルール・事後検証等について

～第三分野保険の不確実性への対応～

<第三分野保険の特徴>

- 医療政策等の外的要因や当初の想定を超えた契約者の行動の影響を受けやすい。
- わが国では終身保障タイプが主流。このため、保障期間は長期にわたる。

長期的な不確実性が内在

<ルール整備の概要>

① ストレステスト、負債十分性テストの実施

第三分野保険の保険事故発生率の不確実性に焦点を当てた、ストレステスト、負債十分性テストの実施により、責任準備金の十分な積立水準を確保。(告示、監督指針)

② 開示

市場規律をより機能させるための、ストレステスト、負債十分性テストの実施状況等の開示。(規則・監督指針)

③ 当局のオフサイトモニタリング

保険会社から保険種類別の契約動向や収益率、保険事故発生率等の動向について、定期的にモニタリングを行い、保険会社に適切な対応を求める基礎として活用。

他のリスク管理強化策

○ 基礎率変更権の実効性の確保

基礎率変更権の行使基準に透明性のある数値基準を導入し、また、契約者への保険料変更見通し等の情報提供の拡充により、保険事故発生率が悪化した場合の、基礎率変更権の実効性の確保を図る。(規則、監督指針)

○ 保険計理人の機能強化

既存の実務基準に基づく確認に加え、新たに負債十分性テスト等の実施を行うこととし、責任準備金に対する保険計理人のチェック機能を強化。また、商品認可申請時の保険数理的なチェックを行った意見書の提出の義務付。(規則、告示、監督指針)

○ 再保険の適切性の確保

再保険を活用して長期の第三分野保険の不確実性を管理する場合は、その再保険の活用状況を開示。(規則、監督指針)

保険会社の財務の健全性の確保 ⇒ より確実な契約者

保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チームメンバー

座長 野村 修也 中央大学法科大学院教授

メンバー 朝田 宏幸 (株)アドバンスクリエイト常務執行役員
沖野 真巳 学習院大学法科大学院教授
荻野 明廣 (株)イーグル商会代表取締役
木下 孝治 同志社大学法科大学院教授
小林 裕幸 日本生命保険相互会社営業企画部営業調査課長
竹山 拓 飯沼総合法律事務所弁護士
原 早苗 埼玉大学経済学部非常勤講師
山下 友信 東京大学大学院法学政治学研究科教授
唯根 妙子 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会消費相談室長
吉岡 正文 東京海上日動火災保険(株)コンプライアンス部部長

オブザーバー 高島 克規 生命保険文化センター生活情報室長
土屋 末広 アメリカンホーム保険会社商品開発担当ディレクション

(敬称略・五十音順)

小野 尚 金融庁監督局保険課長
天谷 知子 金融庁監督局保険課審査室長
保井 俊之 金融庁総務企画局企画課保険企画室長

事務局 金融庁監督局保険課